



令和6年第2回総会

会 議 録

期 日 令和6年2月28日  
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

# 令和6年第2回枕崎市農業委員会総会

## 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和6年2月28日（水）

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	4	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	5	あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について
4	6	農地法第3条許可申請について
5	7	農用地利用集積計画の調整について
6	8	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
7	9	令和5年度農作業標準賃金について
8	10	枕崎市農地賃借料情報について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
2月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第8号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	今給黎龍浪	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田広昭	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	白澤敦行	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博  
農地係長 前原光博  
農地係参事補 新屋敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和 6 年第 2 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。5 番畑野委員、6 番園田委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 4 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 8 号から 18 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外 7 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 10 名です。

解約面積は畑が 15 筆で 16,162 m<sup>2</sup>合計 15 筆で 16,162 m<sup>2</sup>です。

以上農地法第 18 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 8 号から 18 号までについては、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 3 号議案第 5 号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。2 ページをご覧ください。

名簿登録番号大堀地区9号、有限会社〇〇〇〇は経営類型（甘しょ（焼酎原料用））で経営面積は914aで、農業労働力は役員3名、臨時雇用10名です。市内に事業所を置き、酒造会社より、一部、出資を受けている農地所有適格法人です。現在、南九州市を中心に甘しょ栽培を行っておりますが、酒造原料の確保を目的に、本市における規模拡大を図るとのことです。

この法人は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が広域的に認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規掲載しようとするものです。

以上、説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受等候補者名簿への新規掲載については、承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は4件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号2号の申請地は、

岩崎町〇〇番，畑，917㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，87歳，南さつま市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，兼業農業，54歳，岩崎町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということであります。

申請地については5ページに掲載してあります。

申請地は岩崎水源地より市道を挟んで〇〇に位置します。

整理番号3号の申請地は、

田布川町〇〇番〇，畑，88㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，74歳，相模原市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，兼業農業，62歳，田布川町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということであります。

申請地については7ページに掲載してあります。

申請地は大東水産より南南西側約〇〇mに位置します。

整理番号4号の申請地は、

田布川町〇〇番，畑，263㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，74歳，相模原市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、82歳、田布川町にお住まいです。  
譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということでもあります。  
申請地については7ページに掲載してあります。

申請地は大東水産より南側約〇〇mに位置します。

整理番号5号の申請地は、

栄本町〇〇番、畑、162㎡、

栄本町〇〇番、畑、59㎡、合計221㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、72歳、岩戸町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、66歳、栄本町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については10ページに掲載してあります。

申請地は、ながの幼稚園より北側約〇〇mに位置します。

整理番号2～5号においては、調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当せず、また、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号2号について、畑野委員をお願いします。

5番（畑野委員）整理番号2号について報告いたします。

1月20日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲渡人は譲受人の叔父にあたります。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は東側と北側が市道、南側は保全管理された畑、西側は今回同時取得予定の山林です。

権利取得後は果樹の作付けを行う計画で、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長 整理番号3号・4号について、原田委員をお願いします。

7番（原田委員）整理番号3・4号は関連がありますので、一括して説明します。

整理番号3号は、2月12日に、譲受人の奥さんの立ち会いのもと、現地調査を行いました。

譲渡人は相模原市に居住しています。

譲受人は、田布川集落に居住する団体職員で週末に家庭菜園をやっています。

位置関係は、事務局のとおりです。

申請地の東側、西側、北側は市道、南側は田です。

取得後も菜園や果樹を栽培する計画で、本件の権利取得により周辺の農業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。整理番号4号は、2月12日に、譲受人の立会のもと現地調査をおこないました。

譲渡人は整理番号3号と同じです。

譲受人は、田布川集落に居住し、自宅の隣の土地で10年以上前から家庭菜園として、利用しています。

位置関係は、事務局のとおりです。

申請地の東側は自宅宅地と田、西側、北側は市道、南側は宅地です。

取得後も家庭菜園として使う計画で、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 整理番号5号について、水野委員お願いします。

3番（水野委員）整理番号5号について報告いたします。

2月12日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

現地は8年前から譲受人が管理していた畑です。

譲渡人の〇〇〇〇さんは岩戸町に居住し譲受人の親戚です。

譲受人の住民票は鹿児島市ですが、枕崎に母親と同居して野菜を栽培しております。用事がある時は鹿児島市内に帰られるそうです。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は宅地に囲まれておりますが、〇〇番の東側、〇〇番の北側と西側は譲受人の所有地です。

現在も野菜を栽培しており、取得後も野菜を栽培する計画で、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありますか。

7番（原田委員）自分がしたところなんですけど、整理番号3号・4号の〇〇〇〇さんは農業をしてらっしゃるんですつけ。してないんじゃないかなかったですつけ。

事務局 〇〇〇〇さんは相模原市に住んでおりますが、3条申請書にも農業と書いてお

りまして、申請書通り記載いたしました。向こうでしているのかもしれない。5番（畑野委員）5号の確認ですが、〇〇〇〇さんの自宅はどれですか。何番。たくさんありますよね、〇〇さんが。

3番（水野委員）〇〇番です。

5 番（畑野委員）自宅は〇〇。道路が上からずっときているここけ。そしてこう通って行くってことやらな。道路がなかでな。〇〇が自宅な。そこから行くってことやな。了解しました。

3 番（水野委員）家は、〇〇さんの家は〇〇番の方ですね。

5 番（畑野委員）〇〇番の方。北側の方。

3 番（水野委員）〇〇も利美さんので、〇〇番が自宅です。

5 番（畑野委員）了解しました。

議長 ほかにございませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請の整理番号2号から5号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。まずは利用権設定関係と所有権移転関係の整理番号4号までを審査し、所有権移転関係の整理番号5号から8号については俵積田広昭委員退席ののちに審査いたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第7号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1の利用権設定関係ですが、11～12ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号15-1号から36号まで利用権設定を受ける者(株)〇〇〇〇外21名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外48名で設定面積は、田が4筆で2,872㎡、畑が51筆で43,923㎡、樹園地が4筆で3,034㎡、合計59筆で49,829㎡です。

次に3の所有権移転関係が6件です。13ページをご覧ください。

整理番号3号、譲渡人は北九州市にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は白沢東町の〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、売買価格は1a当たり17,940円移転する土地は1筆で面積は2,787㎡です。

次に、整理番号4号、譲渡人は鹿児島市にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は白沢東町の〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、売買価格は1a当たり29,523円移転する土地は1筆で面積は1,321㎡です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち利用権設定の整理番号15-1号から36号まで、所有権移転の整理番号3号から4号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

次に、所有権移転関係の整理番号5号から8号について審査いたします。

農業委員会等に関する法律31条の規定により、俵積田広昭委員の退席をお願いいたします。

(俵積田委員除斥)

所有権移転関係の整理番号5号から8号に係る議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 整理番号5号から8号まで説明いたします。

整理番号5号、譲渡人は日置市にお住いの〇〇〇〇さんで、移転する土地は1筆で面積は869㎡です。

次に、整理番号6号、譲渡人は鹿児島市にお住いの〇〇〇〇さんで、移転する土地は2筆で面積は724㎡です。

次に、整理番号7号、譲渡人は大阪府にお住いの〇〇〇〇さんで、移転する土地は1筆で面積は1,349㎡です。

次に、整理番号8号、譲渡人は神奈川県にお住いの〇〇〇〇さんで、移転する土地は1筆で面積は463㎡です。

これらの土地は、譲受人は別府東町の株式会社〇〇〇〇です。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、売買価格は1a当たり9,000円とのことであります。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8番(眞茅委員) ちなみに5から8号の売買単価を教えてください。

事務局 9,000円です。

5番(畑野委員) 先ほどの利用権設定のところでごめんなさい。いいですか。

整理番号36号の一番最後の。これは賃借人と賃貸人が同じ名前なんですが、中間事業によるものですか。

事務局 ですね、中間事業に伴うAtoAの貸借関係だと思います。

5番(畑野委員) はい、わかりました。

議長 他にございませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号農用地利用集積計画の調整のうち、所有権移転の整理番号5号から8号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第7号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

(俵積田委員着席)

次に、日程第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6号、議案第8号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてご説明申し上げます。

議案書の14ページをご覧ください。

利用状況調査により、遊休農地を確認し、現況が森林又は原野の様相を呈している農地として、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(C分類)については、農業委員会において非農地判断を行うこととされております。

議案でお示ししている農地については、本年度に実施された利用状況調査の結果を基に、農業委員会事務局と農政課の協議を踏まえ、非農地に相当するものとして整理した農地について掲載してあります。

表の整理番号1号から76号までの合計面積は48,314㎡であり、現況が森林または原野の様相を呈しているもの、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものです。

以上のことから、整理番号1号から整理番号76号までの農地を非農地と判断しようとするものです。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての整理番号1号から76号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7号令和6年度農作業標準賃金についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7号議案第9号令和6年度農作業標準賃金につきまして説明いたします。17ページをご覧ください。

農作業標準賃金の設定につきましては、枕崎市農林技術協会からの意見聴取、農業委員会の承認を経て、次年度の農作業賃金の目安として公表しているところです。

昨年10月に鹿児島県の最低賃金が、時間単価が853円から897円に改定されました。

県の最低賃金の時間単価を日額換算すると7,176円となります。現行の6,900円は最低賃金を下回ることとなるため、これの10の位を切り上げて一般農作業賃金の日額は7,200円以上としています。また、畑作の各作業賃金については、H30年から据え置かれておりましたが、燃料費の値上げなども考慮し、変更しております。

その他の作業賃金につきましては、受託団体等に聞き取りをした結果、昨年度と同額としています。以上の様に改定したいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号令和6年度農作業標準賃金については、事務局の説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第8号枕崎市農地賃借料情報についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第8号議案第10号枕崎市賃借料情報について説明いたします。18ページをご覧ください。

令和5年1月から12月に利用権が設定されたものを集計してあります。

賃借料情報につきましては各農業委員会が実際の賃借料を集計し、平均額、最高額、最低額など、地域の実勢額を提供することになっています。

畑、樹園地については基盤整備地域と未整備地域に分けて情報提供を行っていますが、田につきましては件数が少ないため、市全体での掲載となっています。

この標準額はあくまでも「目安」であり、生産性及び利用上の条件等を考慮し、相互の話し合いで決めていただくこととなります。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

8番（眞茅委員）この最低額の中で、使用貸借のやつは入れてないんですか。そういう物件はなかったということですか。

事務局 使用貸借につきましては賃金の集計には入っておりません。  
一つ参考までに使用貸借の筆数として参考の件数を入れております。そこをご覧いただきたいと思います。

議長 あくまでも金額のところは貸借の分だけで、使用貸借の分は筆数だけをば出してあるということですね。  
他にございませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。  
お諮りいたします。

日程第8号枕崎市農地賃借料情報については、事務局の説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

午前 9 時 30 分 開会

枕崎市農業委員会 会長 天 達 範 隆

会議録署名委員 水 野 正 子

会議録署名委員 篠 原 正